

2014年2月28日

川越市保健医療部保健所
食品・環境衛生課食品衛生担当 御中

埼玉県消費者団体連絡会
代表幹事 柿沼トミ子
代表幹事 加藤ユリ
代表幹事 伊藤恭一
事務局長 岩岡宏保

「平成26年度川越市食品衛生監視指導計画」 作成にあたっての要望書

日頃より、川越市における食品の安全確保対策のためにご尽力されていることに対し、心から敬意を表するものです。また、食の安全基本方針に基づく施策を積極的に実施するとともに、毎年食品衛生監視指導計画を策定し、食品関連施設等への監視指導等を実施し、市民の食の安全確保にむけてのご努力に敬意を表します。しかし、食材虚偽表示問題、冷凍食品への農薬混入事件、ノロウイルスによる集団食中毒等、消費者の食に対する不安は大きいものです。消費者の健康を守り、不安を解消するための更なるご努力をお願いするところです。

このような中、作成されました平成26年度川越市食品衛生監視指導計画（案）については、食品衛生法第24条に従い作成されています。また、同法64条2項では「計画作成時には必要事項を公表し広く住民の意見を求めなければならない」旨、定められているところから、今回の意見募集は同法に従った手続きだと認識し、要望書としてとりまとめましたのでよろしくお願い申し上げます。

記

1. <全体>

昨年もお願ひしておりましたが、意見募集の開始を早めてください。平成26年度計画案は3月初めまで意見募集が行われます。新年度に向けての準備期間として、短いのではと心配しております。食品の安全確保は川越市にとって重要な施策の一つです。予算的措置を含む充実した施策の検討計画、十分な意見募集の期間と透明性の高いプロセスを確保する上から、素案の公表を12月上旬までに行い、市民の意見募集を行うようお願いいたします。

2. P. 3 第3 監視指導の実施体制等に関する事項

平成24年度の監視指導計画の実施結果を見ますと、川越市内の対象施設は6,651件あり、監視施設は5,764件だったということですが、監視指導を行わなかったところは、どのようにして監視指導していく予定なのでしょう。計画を教えてください。他県で、多数の食中毒患者を出した施設では、衛生管理が行き届いていなかったと報道されていました。川越市では、このようなことがないように監視指導を行ってください。

3. P. 5 (1) 表示・規格基準に・・・

食材虚偽表示問題を受け、国の政策にも動きがあるようです。川越市でも、ますますの関係部局との連携を市民は期待しています。また、関係部局職員は、日々学習を行い、的確で迅速な対応ができるようにしてください。

4. P. 7 I 共通監視事項

食品の偽装表示問題は、昨年大問題になりました。この計画案には共通監視事項として、「食品等の適正表示」があげられています。ぜひDNA鑑定調査を行い、産地や畜種などの情報が適正に表示されているのかどうか積極的に検査してください。

5. P. 10 ②観光地、イベントの開催・・・

観光地、イベントの開催会場等における飲食店や土産物店を対象に、衛生指導の実施が述べられています。ぜひ、そこで働くすべての人に食中毒防止の重要性を指導してください。また、消費者にも屋外などで十分に手洗いができない場合の行動や、飲食の前の手洗い等の必要性を伝えてください。

6. P. 11 (3) 食中毒病因物質別対策

最近、ノロウイルスによる集団食中毒が何件もおきています。調理従事者の健康管理等は当然ですが、施設の衛生管理の徹底等、一年を通して監視指導を行ってください。また、ノロウイルスは非常に感染力が高いため、二次感染にも注意が必要です。その際いろいろな経路が考えられるので、不特定多数の人が利用する場所や、食事をするのできる施設を持ったあらゆる所の手洗い場に、液体せっけんを常備することの協力を呼び掛けてください。

7. P. 12 ③カンピロバクター対策

川越市では、規格基準が設けられていない牛以外の獣畜の生食についても予防対策を講じていることは評価するところです。しかし、ホームページやグルメ紹介雑誌には新鮮だとうたい、鶏たたき等を扱っていることをセール

ポイントにしている店が見受けられ、一方通行のように感じます。消費者にとって、ホームページや雑誌の情報を活用する機会はたいへん多く、また、店が堂々とPRしていれば安心して食べてしまいます。このような事実を踏まえ、さらに厳しい監視指導を行ってください。さらに、その施設で働くすべての人へ正しい知識の指導を引き続き行ってください。

8. P.14 (5) アレルギー物質含有食品・・・

アレルギー物質表示の周知徹底を図ること、混入防止についての監視指導を期待しております。さらに、小規模な製造者や販売者も、従来通りの確認や指導に加え、アレルギーの基本的なことについても学習してもらい、表示の重要性を再確認できるよう指導してください。消費者にとって危害防止の観点だけでなく、精神的なフォローにもつながるのではと考えられます。

9. P.20 第6 食中毒等健康危害発生時の対応

冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品テロ、フードディフェンスの仕組みの確立が急務だと思われれます。危害防止対策や監視指導の計画を早急に立ててください。もし、健康被害を訴える人や疑わしい食品が見つかった場合は食品テロを疑い、速やかに検査を行ってください。そして、結果や対策を広く市民に広報してください。また、現在の食品の流通状況を考えると、狭い範囲内だけでの対策では不十分です。県内、隣接県と広範囲において情報の一元化を行い、広報できるようなシステムを構築してください。

10. P.22 3 製造者及び加工者に対する HACCP 導入の推進

中小規模施設での HACCP の推進は、行政の指導や助言なしには進みません。中小規模の多い川越市での衛生管理向上のためにも、積極的な指導をお願いします。

以上

埼玉県消費者団体連絡会

所在地：さいたま市浦和区岸町7-11-5

電話：048-844-8971

F a x : 048-844-8973